

2023 年度事業計画書



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

目次

はじめに	3
I 事業計画	4
1 大学機関別認証評価	4
1－1 認証評価の目的等	4
1－2 認証評価の実施	5
1－3 評価を実施する各組織の役割	5
2 大学の質保証に関する調査・研究及び情報提供等	5
2－1 調査・研究	5
2－2 情報提供等	5
3 広報・涉外活動	6
3－1 広報	6
3－2 涉外活動	6
4 評価システムの改善及び自己点検・評価、その他	6
4－1 評価システムの改善	6
4－2 自己点検・評価	6
4－3 その他法令等に定められる事項	6
II 収支予算	7

はじめに

一般財団法人大学教育質保証・評価センターは、その前身組織の公立大学改革支援・評価研究センターを改組し、一般社団法人公立大学協会の出資により2019年4月1日に設立された。

定款には、本センターの行う事業として以下の項目を定めており、この定めに従って事業に取り組むこととなる。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価
- (2) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究
- (3) 前各号に附帯又は関連する事業

財団設立から4年が経過し会員大学数は65大学（2023年3月16日時点）となった。現時点で設立時に見込んだ会員大学数を上回っているが、2023年度も引き続き、会員となった大学とともに、さらなる組織基盤を図り、事業を活性化させていくこととなる。

大学機関別認証評価事業については、2022年度は過去最多の19大学の評価を行い、評価した大学の数は事業開始から3年間で計31大学となった。2023年度は18大学から認証評価受審の申請を受けており、引き続き確実に認証評価を実施するとともに、より効率的・効果的な認証評価の実現に向け、改善の検討を進めることとなる。

また、会員向けの情報提供や、認証評価に関する調査・研究事業等についても、活性化を図ることとなる。

本事業計画書に、その事業計画及び収支予算を示す。

I 事業計画

1 大学機関別認証評価

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものと定められている。このような使命を全うするため、大学は自らが実施する教育研究等について点検及び評価を行いその結果を公表することにより、教育研究の水準の向上に努め、社会との信頼関係を築いていく責任を負っている。

本センターは、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下、「認証評価」という。）の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施する。

1－1 認証評価の目的等

認証評価は、本センターが定める「大学機関別認証評価 実施大綱」に定める以下の「評価の目的」に従って行う。

【評価の目的】

- (1)大学の教育研究の質を保証すること
- (2)大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3)大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4)大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みの実質化を促すこと

また、認証評価は、同大綱に定める以下の「評価の基本的な方針」及び「大学機関別認証評価 大学評価基準」に基づいて実施する。

【評価の基本的な方針】

- (1)第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証

大学が自ら行う点検・評価の妥当性について、第三者による厳格な評価を行い、大学の教育研究等の質を保証します。

- (2)内部質保証の実質化の促進

大学が自ら行う点検及び評価に対し、その方法の妥当性に関する指摘を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。

(3)本評価以外の大学評価結果の活用

専門分野別の第三者評価や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度における、大学の教育研究の質の保証及び向上に関する評価結果を活用し、効率的かつ効果的な認証評価を実施します。

1－2 認証評価の実施

2023年度は、18大学の認証評価を実施する。

評価は、各大学から提出された「点検評価ポートフォリオ」に基づき、書面評価及び実地調査を行ったうえで、本センターの定める大学評価基準を満たしているか否かの判定を行い、優れた点及び改善を要する点を指摘する。

1－3 評価を実施する各組織の役割

1－3－1 認証評価委員会

認証評価を行い、評価結果を決定する。

また、評価方法・評価体制等については、認証評価の効率的、効果的な実施に向け、評価システム委員会の検討・検証を踏まえ、必要な見直しを適宜行う。

1－3－2 意見申立審査会

評価結果に対し受審大学から意見申立てがあった場合、適切な対応について審議を行う。

2 大学の質保証に関する調査・研究及び情報提供等

本センターは、大学の質保証に関する調査・研究を行うとともに、その成果を本センターの会員となった大学に対し情報提供し、大学が自ら行う質保証の取組みに資する企画を実施する。

2－1 調査・研究

大学の質保証に関する情報収集・調査研究を行う。

2－2 情報提供等

- ① 大学の質保証に関し収集した情報を会員校に対し積極的に提供する。
- ② 大学が自ら行う質保証の取組みに資する研究会、協議会等を開催する。

2－3 大学の質保証に関する支援等

会員等の要請に応じ、大学が自ら行う質保証の取組みに資する事業を行う。

3 広報・渉外活動

3－1 広報

- ① ホームページの充実をはかる。
- ② ニューズレター等の刊行物を作成する。
- ③ 会員への加入を促進しつつ、会員を対象とする事業の充実をはかる。

3－2 渉外活動

- ① 認証評価機関連絡協議会に参加する。
- ② 大学ポートレート運営会議に参加する。
- ③ 認証評価を効率的・効果的に行うために、必要に応じ大学等との連携を図る。

4 評価システムの改善及び自己点検・評価、その他

4－1 評価システムの改善

- ① 認証評価の実施結果や他機関の評価の実践を踏まえた改善のための情報収集を行う。
- ② 収集された情報に基づき、評価システム委員会による専門的な検討を経て評価システムの改善を行う。

4－2 自己点検・評価

- ① 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- ② 大学機関別認証評価の実施状況を踏まえ、その改善に向け基礎的な検討を行う。

4－3 その他法令等に定められる事項

- ① そのほか法令に定められる事項及び認証評価機関として必要な事項について、適切に実施する。

II 収支予算

収入の予算については、会費、評価手数料に拠るものである。なお、公立大学協会からの年間 1500 万円の寄附については、予定されていた 4 ヶ年度を終え、前年度までで終了となっている。

支出の予算については、基本的な考え方は従前を踏襲しつつ、2022 年度の実績に応じて額の調整を行っている。認証評価の受審大学数が 18 大学であるため、必要な職員を配置するための事業人件費を計上している。業務の効率化、オンライン会議システムの活用等により、支出の抑制を図る想定である。

収支予算書を次ページに示す。

2023年度収支予算書

単位：千円

		2022年度予算額 (a)	2022年度決算額 ※参考 見込み額	2023年度予算額 (b)	(b) - (a)	備考
1 収 入 の 部	(1) 会費収入	13,200	14,400	15,360	2,160	会費収入（非課税）65大学→70大学
	(2) 評価手数料収入	61,655	62,425	56,870	-4,785	評価手数料（税込）18大学
	(3) 雑収入	0	0	0	0	
	(4) 寄附金収入	15,000	15,000	0	-15,000	
5	事業活動収入（計）	89,855	91,825	72,230	-17,625	
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 支 出 の 部	事業活動支出合計（事業費）	81,063	69,871	67,630	-13,433	
	(1) 委員会活動費				0	
	認証評価委員会	400	99	300	-100	対面開催1回を想定
	評価システム委員会	600	99	300	-300	対面開催1回を想定
	(2) 企画費				0	
	広報費	200	9	200	0	ホームページ、ニュースレター等
	研修費	200	5	200	0	事務職員の研修等
	会議費	200	66	200	0	オンライン会議システム費用等
	(3) 涉外活動				0	
	国内涉外費	100	0	100	0	旅費等
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	(4) 事業事務費				0	
	事業人件費	53,000	56,719	46,630	-6,370	常勤・非常勤
	評価費用	19,000	7,967	9,000	-10,000	実地調査等 ※18大学×500千円
	その他の事務費	3,000	3,274	5,200	2,200	事務所費（管理費と按分）、評価者研修等
	(5) 預かり税（消費税）	3,363	1,633	4,500	1,137	預かり消費税と支払い消費税の差額（見込み額）
	(6) 予備費	1,000	0	1,000	0	
	事業活動支出合計（管理費）	6,000	3,810	4,600	-1,400	
	(1) 管理人件費				0	
	役員報酬	3,000	3,000	3,000	0	
	(2) 管理運営費				0	
(3) その他の管理費	評議員会	500	0	300	-200	対面開催1回を想定
	理事会	1,500	257	300	-1,200	対面開催1回を想定
	その他の管理費	1,000	553	1,000	0	事務所費（事業費と按分）、顧問料など
29	事業活動支出（計）	87,063	73,681	72,230	-14,833	
30	当期事業活動収支差額	2,792	18,144	0		
31	前期繰越収支差額		21,529	39,673		
32	次期繰越収支差額		39,673	39,673		